

兵ト協ニュース

NEWS For HYOGO TRUCKING ASSOCIATION

Vol.477

TOPICS

主な記事

- 令和8年度兵ト協事業計画及び予算が承認されました
- 令和8年春の全国交通安全運動
公益社団法人全日本トラック協会実施計画
- 「2026年度安全性評価事業(Gマーク)申請に係る説明会」のご案内
- 適正化事業実施機関からのお知らせ
今月のテーマ 「ストレスチェックの実施義務化について」

4
2026
April

場 所：光福寺の大糸桜(佐用町上三河)
撮影者：尾上 敏明(株式会社シキトウサービス)

CONTENTS



TOPICS

- 1 令和8年度兵ト協事業計画及び予算が承認されました

行政からのお知らせ

- 2 (国土交通省) 聴聞の通知について

全ト協

- 3 令和8年春の全国交通安全運動 公益社団法人全日本トラック協会実施計画

事務局からのお知らせ

- 6 「2026年度安全性評価事業(Gマーク)申請に係る説明会」のご案内
- 9 交通安全活動優良事業所表彰(感謝状)の受賞

青年部のページ

- 10 兵庫県の令和7年度ふるさと納税「ふるさとひょうご寄附金」へ寄附しました

11 理事会・委員会だより

15 会員だより

17 協会日誌

適正化事業実施機関からのお知らせ

- 19 ゴミのポイ捨てに関する苦情について
- 20 今月のテーマ「ストレスチェックの実施義務化について」

「メールアドレス」登録のお願い!

現在、会員の皆さまへの連絡手段のメール化を進めています。
右記QRコード又はURLから入力ホーム(下記の取得ホーム)に進んでいただきますと、「会社名、氏名、メールアドレス等5項目」で簡単に登録(最大3件)することが出来ます。まだ登録されていなければ、登録お願いいたします。

QRコード



URL <https://nznb.f.msgs.jp/n/form/nznb/8WYvSwRE5DMZ57YvfzFT2>

TOPICS

令和8年度兵ト協事業計画及び予算が承認されました

3月12日（木）に行われた理事会で兵ト協の令和8年度の事業計画及び予算が承認されました。他10項目の最重点施策及び6項目の重点施策を推進していきます。

[最重点施策]

- 1 運輸事業振興助成交付金制度の現状維持
- 2 トラック適正化二法及び改正物流法への対応
- 3 標準的運賃の活用等による運賃・料金収受の推進及び軽油引取税の暫定税率の廃止に伴う今後の対応
- 4 交通事故防止、飲酒運転根絶及び労災事故防止の推進
- 5 トラック・物流GメンとGメン調査員の連携による荷主対策の深度化の推進
- 6 軽油価格カルテルへの対応及び燃料高騰対策等の推進
- 7 多様な施策による良質なドライバーの人材確保、賃上げ及びマナー教育の推進
- 8 高速道路料金の値上げ阻止・割引拡充及び重要物流道路等広域道路ネットワークの整備など使いやすい道路の実現
- 9 適正化事業の推進（D・E事業所の重点化）による法令遵守の徹底
- 10 新技術を活用した物流DX及び効率化の推進

[重点施策]

- 1 大規模自然災害発生時における緊急輸送体制の確立
- 2 環境・GX対策及びSDGs対策の推進
- 3 自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現
- 4 広報媒体を活用した対外的なPR対策の積極的な推進
- 5 車両技術向上対策の推進
- 6 社会的評価向上対策の推進

令和8年度一般会計収支予算書総括表

(研修会館特別会計を含む) (単位:円)

科 目	合 計
I 事業活動収支の部	
1. 事業活動収入	261,623,000
2. 事業活動支出	295,673,000
事業活動収支差額	△34,050,000
II 投資活動収支の部	
1. 投資活動収入	18,409,000
2. 投資活動支出	20,783,000
投資活動収支差額	△2,374,000
III 財務活動収支の部	
1. 財務活動収入	0
2. 財務活動支出	0
財務活動収支差額	0
IV 予備費支出	32,000,000
当期収支差額	△68,424,000
前期繰越収支差額	121,608,000
次期繰越収支差額	53,184,000

詳しくは下の兵ト協ホームページのディスクリージャーをご覧ください。

<http://www.hyotokyo.or.jp/about/a04.html>

令和8年度交付金会計収支予算書総括表

(近代化基金運営事業特別会計・施設等運営事業特別会計を含む) (単位:円)

科 目	合 計
I 事業活動収支の部	
1. 事業活動収入	673,305,000
2. 事業活動支出	677,168,000
事業活動収支差額	△3,863,000
II 投資活動収支の部	
1. 投資活動収入	26,827,000
2. 投資活動支出	14,801,000
投資活動収支差額	12,026,000
III 財務活動収支の部	
1. 財務活動収入	0
2. 財務活動支出	0
財務活動収支差額	0
IV 予備費支出	0
当期収支差額	8,163,000
前期繰越収支差額	41,914,000
次期繰越収支差額	50,077,000

※兵庫県からの交付金の通知がないため令和7年度の交付額を前提に予算だてしています。

行政からのお知らせ

国土交通省

聴聞の通知について

令和8年3月3日
近畿運輸局長

下記に記載した事業者の経営する一般貨物自動車運送事業に関する行政処分（許可の取り消し）について、下記の期日及び場所において聴聞を実施しますので、行政手続法第15条第3項の規定により通知します。

なお、同法第15条第1項各号に掲げる事項を記載した聴聞通知書は下記の交付場所で執務時間中いつでも交付しますので申し出て下さい。

1 事業者名及び聴聞の期日等

事業者名	代表者名	事業者住所	聴聞日時
鎌野 和彦	鎌野 和彦	兵庫県芦屋市高浜町 2-1-931	令和8年4月22日(水) 9時30分
有限会社 エクセル友真	代表取締役 寿 魁螺	兵庫県姫路市飾東町北山 94番地の1	令和8年4月22日(水) 14時30分
増本運輸 株式会社	代表取締役 増本 博三	兵庫県姫路市四郷町本郷字 堰ノ内209-1	令和8年4月22日(水) 15時30分
株式会社 姫路物流	代表取締役 栗田 岑生	兵庫県姫路市広畑区西夢前台 4-212	令和8年4月23日(木) 9時30分
大豊輸送 株式会社	代表取締役 五十嵐陽助	兵庫県姫路市広畑区蒲田 5-16	令和8年4月23日(木) 10時30分
成裕カーゴ 株式会社	代表取締役 中迫 裕一	兵庫県姫路市白国4丁目 14番8号	令和8年4月23日(木) 11時30分
尼崎港運 株式会社 (旧名称:コーウン運輸倉庫株式会社)	代表取締役 高原 廉久	兵庫県尼崎市東海岸町 38番地	令和8年4月23日(木) 13時30分
共伸輸送 株式会社	宮下 美昭	兵庫県豊岡市野田字河原田1	令和8年4月23日(木) 14時30分
株式会社 エム・ライズ	代表取締役 向山 義彦	兵庫県加古郡稲美町六分一 1184-3	令和8年4月24日(金) 10時30分
株式会社 あんしん	代表取締役 松澤 典央	兵庫県西宮市甲子園八番町 6番20号	令和8年4月24日(金) 11時30分
杉本 勇	杉本 勇	兵庫県神戸市中央区脇浜海岸 通3丁目1番17-805号	令和8年4月24日(金) 13時30分
株式会社 松尾建設運輸	松尾 勝	兵庫県西脇市鹿野町字スソウジ 1342番58	令和8年4月24日(金) 14時30分

2 聴聞の場所

大阪市中央区大手前4丁目1番76号 大阪合同庁舎第4号館 13階
近畿運輸局 第1会議室

3 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

大阪市中央区大手前4丁目1番76号 大阪合同庁舎第4号館 13階
近畿運輸局自動車監査指導部【貨物担当】(06-6949-6448)

4 聴聞通知書の交付場所

大阪市中央区大手前4丁目1番76号 大阪合同庁舎第4号館 13階
近畿運輸局自動車監査指導部【貨物担当】(06-6949-6448)

* 開庁日 月曜日から金曜日(祝日、年末年始を除く)

午前9時～正午 / 午後1時～午後5時45分

全ト協

令和8年春の全国交通安全運動 公益社団法人全日本トラック協会実施計画

令和8年3月3日
公益社団法人全日本トラック協会

全日本トラック協会（以下「全ト協」）は、中央交通安全対策会議交通対策本部決定の令和8年春の全国交通安全運動推進要綱、並びに国土交通省策定の同実施計画に基づき、下記のとおり実施項目を定め、各都道府県トラック協会に対し事前の準備を働きかけ、4月6日（月）から15日（水）までの期間中における本運動を効果的に実施する。

また、国の「交通事故死ゼロを目指す日」が4月10日（金）であることを受け、トラック運送業界の全国統一した交通事故防止のさらなる気運の醸成を図ることを目的に「事業用トラックの交通事故ゼロを目指す日」を4月10日（金）として取り組むこととする。

なお、実施にあたっては、全国重点である「通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保」、「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上」及び「自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルール理解・遵守の徹底」に留意し、さらに、事業用トラック向けの対策を含めた下記事項について積極的に取り組む。

－ 記 －

1. 安全運行の確保

会員事業者（運行管理者を含む。以下「事業者等」）は、運転者に対し、次の事項に重点をおいた安全運行の徹底について指導する。特に、依然として後を絶たない事業用トラックによる飲酒運転事案や、事故の約半数を追突事故が占め、かつ、死亡・重傷事故の約4割が交差点で発生している現状を踏まえ、下記（1）「飲酒運転の根絶」、（2）「追突事故及び交差点における事故の防止」を最重点推進項目として徹底する。

<最重点推進項目>

(1) 飲酒運転の根絶

事業用トラックによる飲酒事案が依然として発生していることを踏まえ、全ト協が作成した「飲酒運転防止対策マニュアル」を活用し、運転者等に対するアルコール検知器の携行、酒気帯びの有無の測定方法及び測定結果の確実な報告等について指導を徹底する。

また、トラックドライバーへの飲酒運転しないことの宣言書署名など、飲酒運転根絶に向けた事業者等と連携した取り組み強化を図る。

(2) 追突事故及び交差点における事故の防止

事業用トラックにおける死傷事故の約半数を占め、高速道路では6割強を占める「追突事故」、及び事業用トラックが第1当事者となる死亡・重傷事故の約4割を占める「交差点事故」を防止するため、事故防止セミナーを全国開催することにより、交通事故実態に即した運転者への指導・教育を促す。

また、事故防止に有効な安全装置の普及等により、追突事故防止及び交差点における事故防止の徹底を図る。

<重点推進項目>

(3) 通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者及び自転車利用者の安全確保と交通事故防止

特に通学路・生活路において、こどもを始めとする歩行者及び自転車利用者の傍を通過する際は、十分に速度を落とすなど、思いやりのある運転を励行する。また、横断歩道において歩行者を優先するよう徹底する。

(4) 夕暮れ時と夜間の歩行者及び自転車利用者の交通事故防止

夕暮れ時と夜間における歩行中及び自転車乗用中の交通事故を防止するため、前照灯の早めの点灯と、昼間よりも控えめの速度での走行の励行、交差点通過時における車両周辺の歩行者等の安全確認の励行を徹底する。

(5) 携帯・スマートフォンの使用禁止等運転マナーの徹底

乗務中の携帯電話による通話やスマートフォンの操作の禁止について徹底を図るとともに、妨害運転（いわゆる「あおり運転」）の悪質性・危険性を周知し、その防止を徹底する。

(6) 高速道路における事故の防止

高速道路における事故は、高速道路に入り1時間以内に多く発生しているため、高速道路に入った後は可能な限り早い段階で休憩をとらせることとする他、車間距離確保と制限速度の遵守等、高速道路における事故防止を徹底する。

(7) トレーラ事故の防止

全ト協制作の「トレーラハンドブック」や「鉄鋼輸送に携わるプロ運転者・管理者用ガイドブック」等を活用し、海上コンテナの固定方法や鋼材の固縛方法を再確認し、横転や荷崩れ等のトレーラ事故の防止を図る。

(8) 健康起因事故の防止

国土交通省制作の「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」及び全ト協が制作した「トラック事業者のための健康起因事故防止マニュアル（改訂版）」等に基づき、点呼時等において運転者の疲労、睡眠不足の状況等、健康状態の確認を徹底し、体調急変に伴う事故の防止を図る。

(9) 過労運転等の防止

事業者等は、運転者に、過労運転や睡眠不足が交通事故を引き起こす恐れがあることを理解させ、休憩又は睡眠のための時間及び休息のための時間が十分確保されるよう勤務時間及び乗務時間を定めるとともに、運行管理者に対しては運行経路、運行時間、休憩地点等を含む適切な運行指示書の作成や運行計画、並びに乗務割の作成を行い、点呼時等において運転者の疲労、睡眠不足の状況等、健康状態の確認を徹底するよう指示し、過労運転や睡眠不足による運転の防止に努める。

(10) 「WEB版ヒヤリハット集」を活用した安全意識の高揚

全ト協ホームページ上に掲載中の「WEB版ヒヤリハット集」等を活用したKYTを実施し、「だろー運転」から「かもしれない運転」を心掛けるよう徹底を図る。

2. 車両の安全性の確保

事業者等は、「自動車点検整備推進運動」及び「不正改造車を排除する運動」を積極的に推進し、大型車のホイール・ナット脱落等による車輪脱落やスペアタイヤ落下による事故等を防止するため、車両の日常点検及び定期点検の確実な実施に努めるとともに、速度抑制装置（スピードリミッター）の解除等不正改造の防止を徹底する。

特に、近年、大型トラックの車輪脱落事故が相次いでいるため、国土交通省通達に基づく緊急対策の取組である「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」などを通じ、適切なタイヤ脱着作業の実施により車輪脱落事故防止対策の徹底を図る。

3. 事故情報等の収集による安全意識の高揚

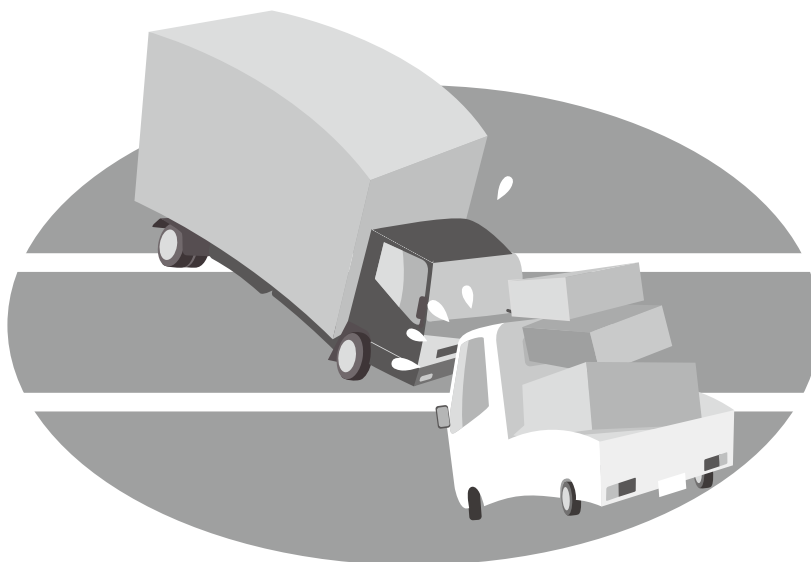
事業者等は、全ト協ホームページ上に掲載されている「トラックの重大事故にかかる統計データ」や、国土交通省メールマガジン「事業用自動車安全通信」等を活用することにより事業用自動車の重大事故発生状況、事業用自動車に係る各種安全対策等についての情報収集に努め、従業員の安全意識の高揚を図る。

(参考「事業用自動車安全通信」登録用URL

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/mailmagazine.html>)

以上

令和8年春の全国交通安全運動



事務局からのお知らせ

「2026年度安全性評価事業(Gマーク)申請に係る説明会」のご案内

「貨物自動車運送事業安全性評価事業(Gマーク)」は、荷主企業や一般消費者が、より安全性の高いトラック運送事業者を選びやすくするとともに、トラック運送業界全体の安全性向上に対する意識を高めるための環境整備を図ることを目的として、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関(全日本トラック協会)が平成15年度から実施しているものであり、経団連傘下の企業をはじめ多くの荷主企業がトラック運送事業者を選定する際の目安とするなど認知が進んでおります。

つきましては、2026年度Gマークに係る説明会の開催について、下記のとおりご案内いたします。

参加を希望される方は、別紙参加申込書により**申込締切日(2026年5月8日(金) 17:00)**までに兵庫県貨物自動車運送適正化事業実施機関(兵ト協 適正化事業部)までFAXにてお申込み下さい。

なお、定員に達した場合、参加をお断りすることがありますので、ご了承下さい。

記

第1回 姫路会場

日時 2026年5月15日(金) 13時30分～(13時～受付)

場所 西部研修センター2F大会議室 (次頁地図参照)

※駐車場には限りがあります。会館付近に有料駐車場があります(各自負担)。

TEL 079-294-0797

定員 70名

第2回 神戸会場

日時 2026年5月21日(木) 13時30分～(13時～受付)

場所 兵庫県トラック総合会館3F大・中会議室 (次頁地図参照)

※駐車場には限りがあります。公共交通機関をご利用ください。

TEL 078-882-5556

定員 150名

申込み・問い合わせ先

〒657-0043

神戸市灘区大石東町2丁目4番27号

兵庫県貨物自動車運送適正化事業実施機関

(兵ト協 適正化事業部)

TEL 078-882-5556

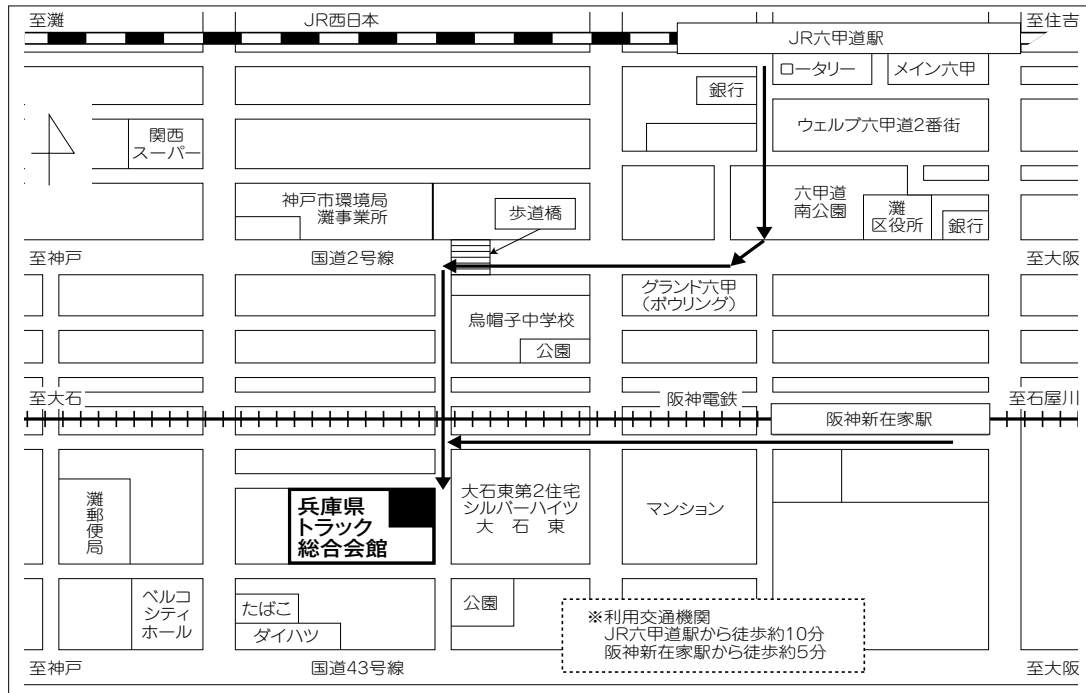
FAX 078-882-5565

以上

会場地図

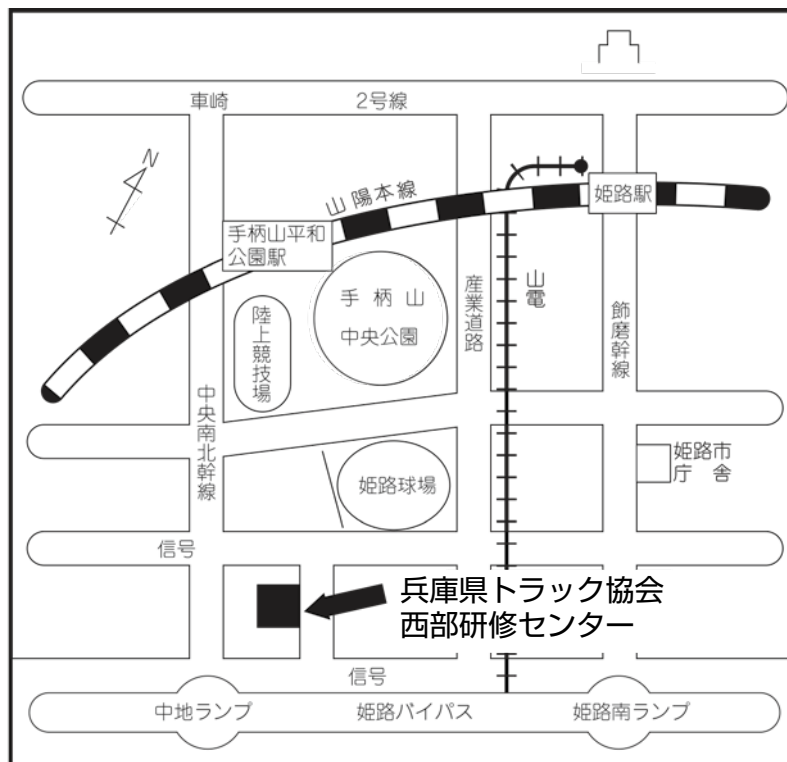
(神戸会場)

〈兵庫県トラック総合会館〉



(姫路会場)

〈兵庫県トラック協会 西部研修センター〉



- 姫路バイパス中地ランプからバイパス北側を東へ100メートル、信号を左折。
- JR手柄山平和公園駅から南へ約600メートル徒歩約10分。

両会場ともに駐車台数に限りがございますので、公共の交通機関等をご利用ください。

『2026年度安全性評価事業(Gマーク)申請に係る説明会』 参加申込書

兵庫県貨物自動車運送適正化事業実施機関 宛
(FAX 078-882-5565)

※ 参加を希望される会場に○印を付けて下さい。

◎第1回 5月15日(金)13:30～ 姫 路 会 場()

◎第2回 5月21日(木)13:30～ 神 戸 会 場()

会 社 名 _____

事 業 所 名 _____

住 所 〒 _____

電 話 番 号 _____

F A X 番 号 _____

参 加 者 氏 名 _____

交通安全活動優良事業所表彰（感謝状）の受賞

令和8年3月3日(火)、令和7年中の交通安全活動優良事業所として当協会交通対策委員会委員の

株式会社 新興商運

が、兵庫県高速道路交通安全協議会会長及び兵庫県警察高速道路交通警察隊長の連名による感謝状を受賞されました。



青年部のページ

兵庫県の令和7年度ふるさと納税 「ふるさとひょうご寄附金」へ寄附しました

一般社団法人兵庫県トラック協会青年部協議会は兵庫県に令和7年度ふるさと納税「ふるさとひょうご寄附金」へ寄附しました。この度、チャリティ・ボランティア活動で集まった募金211,606円を兵庫県の「ふるさとひょうご寄附金『児童養護施設や里親の下で育つ子ども応援プロジェクト』」へ4度目の寄附を行いました。

〈ふるさとひょうご寄附金贈呈式〉

日時：令和8年3月13日（金）11：00～ 兵庫県庁 1号館4階 福祉部次長室

兵青協 出席者：十倉 貫 株式会社ジェイエヌ 部会長
藤澤 智由 有限会社エフ・サービス 副部会長

兵庫県 出席者：藤本 貴義 兵庫県福祉部 次長
助野 吉郎 兵庫県福祉部児童家庭課 課長
中間 洸紀 兵庫県福祉部児童家庭課 児童福祉班



理事会・委員会だより

令和7年度第3回常任理事会・総務委員会合同会議を開催しました

日時 令和7年3月12日(木)

場所 兵庫県トラック総合会館

理事22名、監事3名が出席しました。常任理事会・総務委員会合同会議で理事会の審議内容を確認しました。

議題

(1) 第3回理事会対処について

① 令和7年度第3回理事会次第について



令和7年度第3回理事会を開催しました

日時 令和8年3月12日(木)

場所 兵庫県トラック総合会館

理事41名、監事3名が出席し、下記の議案は全て承認されました。

議題

【審議事項】

- 第1号議案 令和7年度運輸事業振興助成交付金事業会計補正予算(案)について
- 第2号議案 令和7年度施設等運営事業特別会計補正予算(案)について
- 第3号議案 令和8年度事業計画(案)について
- 第4号議案 令和8年度一般会計収支予算(案)及び研修会館特別会計収支予算(案)について
- 第5号議案 令和8年度運輸事業振興助成交付金事業会計収支予算(案)及び事業計画(案)について
- 第6号議案 令和8年度交付金事業運営関連特別会計収支予算(案)について
 - ア 令和8年度近代化基金運営事業特別会計収支予算(案)
 - イ 令和8年度施設等運営事業特別会計収支予算(案)
- 第7号議案 施設等運営事業基金の一部処分(案)について
- 第8号議案 令和8年度地方貨物自動車運送適正化事業実施機関事業計画(案)及び収支予算(案)について
- 第9号議案 第50回近代化基金融資推薦公募枠(案)について
- 第10号議案 会員の入会の承認について
- 第11号議案 会長表彰候補者の選定について

【報告事項】

- 定款第28条第7項に基づく業務執行状況報告について
- その他



令和 8 年度第 2 回輸送秩序確立委員会を開催しました

日 時 令和 8 年 2 月 20 日 (金)
場 所 兵庫県トラック総合会館

吉田委員長、他委員17名が出席し、下記の事項を協議しました

協議事項

1. 令和 7 年度事業 (中間) 報告について
2. 令和 8 年度事業計画 (案) について
3. 令和 7 年度 G メン活動について
4. その他
 - ① 改正貨物自動車運送事業法(令和8年4月1日)について
 - ② 取適法(令和8年1月1日)について
燃料価格の下落時におけるトラック運送業の適正取引の徹底に係る要請について
 - ③ 物流効率化法の規制的措置について
 - ④ 荷主・広報対策としてカスタマーハラスメント対応に係る啓発について
 - ⑤ トラック運送事業の適正原価に関する実態調査への協力依頼について

令和 7 年度第 2 回交通対策委員会を開催しました

日 時 令和 8 年 2 月 27 日 (金)
場 所 兵庫県トラック総合会館

村上委員長、他委員 17 名が出席し、下記の事項を協議しました

協議事項

1. 令和7年度交通対策委員会関係事業(中間)報告について
2. 令和8年度交通対策委員会関係事業計画(案)について



令和7年度第3回物流政策・交付金委員会を開催しました

日時 令和8年3月2日（月）

場所 兵庫県トラック総合会館

尾上委員長、他委員20名が出席し、下記の事項を協議しました

協議事項

1. 令和7年度物流政策事業（中間報告）について
2. 令和7年度運輸事業振興助成交付金事業会計補正予算（案）について
3. 令和7年度施設等運営事業特別会計補正予算（案）
4. 令和8年度物流政策に関する事業計画（案）について
5. 令和8年度運輸事業振興助成交付金事業会計収支予算（案）及び事業計画（案）について
6. 令和8年度交付金事業運営関連特別会計収支予算（案）について
 - ①令和8年度近代化基金運営事業特別会計収支予算（案）
 - ②令和8年度施設等運営事業特別会計収支予算（案）
7. 施設等運営事業基金の一部処分（案）について
8. 第50回近代化基金融資推薦公募枠（案）について
9. その他



令和7年度第2回環境対策委員会を開催しました

日時 令和8年3月4日（水）

場所 兵庫県トラック総合会館

山口委員長、他委員17名が出席し、下記の事項を協議しました

協議事項

1. 令和7年度環境対策事業（中間）報告について
2. 令和8年度環境対策事業計画（案）について
3. その他
 - ・兵庫県の燃料電池商用車普及拡大に向けた取組等に係る
「燃料電池（FC）小型トラック出発式」開催についてのご報告





燃料価格情報

軽油は兵庫県下で買ひましよう

軽油「元売別」購入価格表（令和8年2月末現在）

（単位：円/リットル）

元売名	区分	ローリー	組合	カード	スタンド	
		平均	平均	平均	平均	
J X T G		102.62	114.31	114.23	129.80	兵ト協 調べ
出 光		104.06	108.46	116.50		
コ ス モ		103.63	109.90	112.00		
三 井		106.50				
そ の 他		103.43	105.54	113.50	116.33	
総 計		103.34	108.84	114.47	120.82	
8 1	全国平均	102.22	調査なし	113.89	113.15	全ト協 調べ
	近畿平均	102.22		111.15	116.68	

（消費税抜き）

軽油価格年間推移表（兵ト協調べ）

（単位：円/リットル）

集計月	区分	ローリー	組合	カード	スタンド
		平均	平均	平均	平均
令和7年3月		122.14	124.51	132.51	133.93
令和7年4月		124.08	128.80	131.79	138.72
令和7年5月		122.76	125.46	129.91	140.25
令和7年6月		115.22	121.87	128.14	134.52
令和7年7月		109.32	112.61	116.37	126.47
令和7年8月		111.91	116.71	122.60	125.18
令和7年9月		113.72	121.19	126.35	128.83
令和7年10月		112.99	118.44	125.26	126.35
令和7年11月		111.84	116.85	121.96	127.49
令和7年12月		107.67	111.95	119.94	125.56
令和8年1月		101.03	105.57	115.59	115.87
令和8年2月		101.43	106.07	114.26	113.71
令和8年3月		103.34	108.84	114.47	120.82
年間平均		112.11	116.84	123.01	127.51

※前月分の価格データを集計しています。

（消費税抜き）

会員だより

入会届

入会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名
8.2.27	明石	一般	大 協 産 業	大 村 賢 一
3.6	神戸中央	霊柩	(株) 神 東 社	酒 井 優 城

退会届

退会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名
8.2.27	丹有	一般	(株) K B M	城 島 弦 太
2.28	東播	一般	(有)アプローチサービス	高 城 大 輔
3.2	西神戸	一般	(有)シー・シー・エフ	喜 吉 智 昭
3.31	東部	一般	(株)JAFメディアワークス	日 野 眞 吾
3.31	西播	一般	(有) 深 津 運 送	檜 原 義 則



ご協力ありがとうございました

交通遺児の募金を寄せられた会員

R 8.3.13

24,260 円

交通遺児募金の郵便振替口座

◎ 口 座 番 号

01170-6-54803

◎ 口 座 名

一般社団法人 兵庫県トラック協会 募金係

変更届

会員名簿 ページ数	変更事項	旧	新
5	住所	関西資材運輸(株) 尼崎市元浜町 1-42-2	〒661-0951 尼崎市田能 6-9-12
26	代表者	(株)ケー・シー・エス 宗 錦 司	今 村 堅
28	代表者	(株) 太 閣 通 商 櫻 井 秀 一	櫻 井 秀 一、櫻 井 豊 史
31	TEL/FAX	(有) 福 山 誠 運 輸 TEL 079-568-3046 FAX 079-568-3046	TEL 070-2025-0333 FAX 079-506-2606
50	代表者	(有) S M T 松 本 圭 太	矢 部 孝 一
54	TEL/FAX	(株) 上 甲 TEL 078-858-6232 FAX 078-858-6233	TEL 078-862-3091 FAX 078-862-3092
69	代表者	(株)神戸新聞輸送センター 小 林 典 彦	大 辻 幸 敏
72	代表者	日本通運(株)神戸支店 杉 康 弘	田 口 剛
75	事業種別	ラ イ ズ (株) 一 般	一 般 ・ 利 用
87	代表者	梅 田 運 輸 倉 庫 (株) 井 上 泰 旭、井 上 眞 吾	井 上 眞 吾
107	代表者	藤 田 企 業 (株) 藤 田 幸 男	井 上 早 苗
113	代表者	(株)アサヒロジスト 澤 田 耕 吾、橋 英 明	澤 田 耕 吾、池 田 智 幸
127	TEL/FAX メールアドレス	片 岡 商 会 (有) TEL 06-6998-7134 FAX 06-6998-7134 satomi.n-603@docomo.ne.jp	TEL 0794-62-4221 FAX 0794-62-4221 guccil717@outlook.jp
146	会社名	ガ ス 物 流 ネ ッ ト (株)	(株) G B N
148	住所	共 栄 運 輸 (株) 大阪市東淀川区北江口 4-17-7-305	〒671-1241 姫路市網干区興浜西沖 2098-9
151	ホームページ メールアドレス	山陽デリバリーサービス(株) ホームページアドレス メールアドレス	削除 削除
156	代表者	辰 巳 運 輸 (株) 佐 賀 治 人	浦 川 耕 造
167	事業種別	八 家 運 送 (有) 一 般	一 般 ・ 利 用

兵ト協ニュースのバックナンバーはホームページの下記URLからご覧になれます。
https://www.hyotokyo.or.jp/general-public/hyotokyo_back_number.html

協 会 日 誌

月日	行事名	場所	月日	行事名	場所
3・2	兵ト協 物流政策・交付金委員会	兵ト協	3・27	鳥インフルエンザ防疫対応に係る兵庫県農林水産部長感謝状の贈呈式	兵庫県庁
3	兵庫県高速道路交通安全協議会役員会及び通常総会	楠公会館		巡回指導結果報告定例会議	兵ト協
	ひょうごエコタウン推進会議事業化検討会	オンライン	30	神戸マラソン実行委員会 総会	兵庫県公館
4	兵ト協 環境対策委員会	兵ト協		－ 4 月の予定－	
5	全ト協 理事会	第一ホテル 京東	4・4	春の全国交通安全運動セレモニー	高浜岸壁
	全ト協 全国適正化事業実施機関本部長会議	第一ホテル 京東	8	トラックの日の行事検討プロジェクト会議	兵ト協
6	適正化事業調査員広報・啓発活動	山陽道・宝塚 北 S A	9	全国専務理事業務連絡会議	ホテルメトロポリタン エドモンド
	兵庫交通労働災害防止関係機関連絡協議会	兵庫労働局	10	兵ト協 取扱部会 役員会	兵ト協
	兵ト協 百貨店部会 役員会	K I M	13	近ト協 幹事会	大ト協
10	阪神港における CONPAS 導入に向けた検討会	神戸地方 合同庁舎		自動車関係団体連絡会議	自動車会館
12	兵ト協 正副会長会議	兵ト協	15	近畿地区道路利用者会議定例会議	道の駅「びわ湖 大橋 米プラザ」
	兵ト協 常任理事会・総務委員会合同会議	兵ト協	16	三木会	兵ト協
	兵ト協 理事会	兵ト協	21	労働時間管理適正化指導員会議	兵庫労働局
13	神戸市危険物安全協会 理事会	ホテル北野 プラザ六甲荘		－ 5 月の予定－	
	青年部協議会・天浪会 定例会	中央区 文化センター	5・11	兵ト協 物流交付金委員会	兵ト協
16	神戸市交通安全対策推進協議会	神戸市役所	13	兵ト協 監事監査	兵ト協
	兵庫県水素ステーション整備促進協議会	三宮コンベン ションセンター	15	安全性評価事業(Gマーク)申請に係る説明会	西部研修 センター
18	兵庫県予算要望意見交換会	兵庫県庁		陸災防全国支部事務局長会議	東京TKP田町駅前 カンファレンスセンター
19	ひょうご環境保全連絡会「幹事会」	神戸市 教育会館	19	近ト協 正副会長会議	大ト協
	三木会	兵ト協	21	安全性評価事業(Gマーク)申請に係る説明会	兵ト協
23	トラック輸送における取引環境・労働時間改善兵庫地方協議会	兵ト協	29	兵ト協 正副会長会議	兵ト協
25	交通安全啓発下敷き贈呈式	兵庫県 教育委員会		兵ト協 常任理事会・総務委員会合同会議	兵ト協
26	兵庫県交通安全協会 理事会	楠公会館		兵ト協 理事会	兵ト協
27	近畿運輸局交通政策部 物流施設視察	洲本市		青年部協議会 総会	神戸メリケンパーク オリエンタルホテル
	燃料価格高騰等経営危機突破総決起集会	自民党本部			

※会館駐車場が狭隘なためご来館の際は公共交通機関をご利用下さい。

兵ト協ニュース表紙写真募集について

■応募資格

(一社) 兵庫県トラック協会会員事業者及びその従業員の家族。

■募集内容

●兵庫県の風景(季節感の溢れたもの)、建築物、動植物等の写真(いずれも写真の中に特定できる人物が写っていない)。

■応募方法

●会社名・氏名(ふりがな)・会社電話番号を明記した電子データ(CD-Rなど)で提供してください。

●撮影場所がわかるようにしてください。例:竹田城跡(朝来市)

■その他

●応募作品は未発表のものに限ります。

●採用する場合は表紙に撮影者の氏名と会社名を記載します。

●採用した方には粗品をさしあげます(クオカード)。

なお、応募作品は返却いたしません。

※ご応募いただいた作品の著作権ならびに所有権は(一社)兵庫県トラック協会に帰属し、返却はいたしません。

採用者に事前に通知しませんが、粗品の発送をもってかえさせていただきます。

ご応募いただいた個人情報につきましては、採用通知、粗品送付の目的にのみ使用いたします。



会員情報だより“募集中”

～貴社の記事を掲載しませんか??～



兵ト協ニュースに掲載する会員事業者を募集しております。幅広いご内容での記事を募集予定ではありますが、以下の内容を参考としてください。

●会社概要(設立年、代表者氏名、住所、従業員数、車両数など)

●会社で力を入れていること(安全教育、採用活動、産休・育休など)

●創業時の苦勞 ●今後の目標

●その他(社長・社員の趣味、社員旅行などの行事) ●写真

記事はA4 1/2ページ又は1ページを予定しています。

■応募宛先

〒657-0043神戸市灘区大石東町2丁目4番27号

(一社) 兵庫県トラック協会総務部行

E-mail:hta@hyotokyo.or.jp

ゴミのポイ捨てに関する苦情について

兵庫県三木市志染町にある、「ひょうご情報公園都市」内において、荷待ち中の運転者によるゴミ・ペットボトル等の不法投棄があまりに酷いと連絡を頂きました。

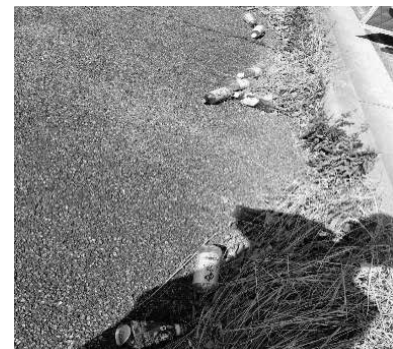
ゴミの不法投棄は公共の場を汚す迷惑行為であり、プロドライバー・運送会社のイメージダウンにも繋がる悪質な行為です。

運行管理ご担当者の皆様方におかれましては、改めてドライバーの皆様へご指導・注意喚起をお願い致します。

ゴミの不法投棄が酷いエリア



周辺の状況



■ 今月のテーマ 「ストレスチェックの実施義務化について」

遅くとも2028年5月までに労働者数50人未満の事業場も実施義務化に

担当：適正化事業指導員 高橋 豪

働き方改革関連法の施行に伴い、時間外労働の上限規制への対応や労働時間の適正な把握等に多くの事業者の皆さんが日々苦心されている所かと存じます。また、巡回指導でお邪魔した際には「運転者の新規採用が難航している」と聞くことが本当に多いと感じます。運転者不足の中では、今活躍している運転者さんに健康で長く働いて貰える職場環境の整備が必要不可欠です。近年では「働き方」だけでなく、「働く人の状態」にも目を向け、不調を未然に防ぐ取組の重要性が高まっています。

その一環として、これまで労働者数50人未満の事業場では**努力義務**とされていたストレスチェックについて、**事業場の規模にかかわらず実施を義務とする法改正**が行われましたので、ご紹介します。

改正法は2025年5月14日に公布されており、施行日は「公布後3年以内に政令で定める日」とされています。現時点では施行日は未確定ですが、最も遅い場合でも2028年5月には施行される予定です。

• ストレスチェック制度とは

ストレスチェックは、働く人のストレスの状況を把握するための簡単な質問票による検査です。病気の有無を調べることを目的としたものではなく、メンタルヘルス不調を未然に防ぐことを目的としています。

• 義務化にあたっての基本的な考え方

今回の法改正により義務付けられるのは、事業者が制度としてストレスチェックを実施することにあります。労働者本人に受検を強制する制度ではありません。また、高ストレスと判定された労働者から申出があった場合には、事業者は医師による面接指導の機会を設ける必要があります。

• 事業者に求められる主な対応

- ◎年1回のストレスチェックの実施 ※健診機関等への外部委託が推奨されます。
- ◎申出があった場合の医師による面接指導
- ◎個人情報適切な管理とプライバシーへの配慮
- ◎ストレスチェック等を理由とした不利益な取扱いの禁止

• 今後に向けて

本制度は、直ちにすべてを整えなければならないものではありません。施行日までは一定の準備期間が設けられています。

今回は、制度の概要を知っていただくことを目的としてお知らせするものです。今後に備え、制度の趣旨や全体像について理解を深めていただくことが望まれます。

●実施にあたっての参考資料について

厚生労働省から本年2月に「小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル」が公表されており、取り組むべき内容や留意事項等が詳しく記載されています。ぜひ一度ご確認ください。その他のリーフレット等についても、以下のURLから閲覧可能ですので、ご参考になさってください。

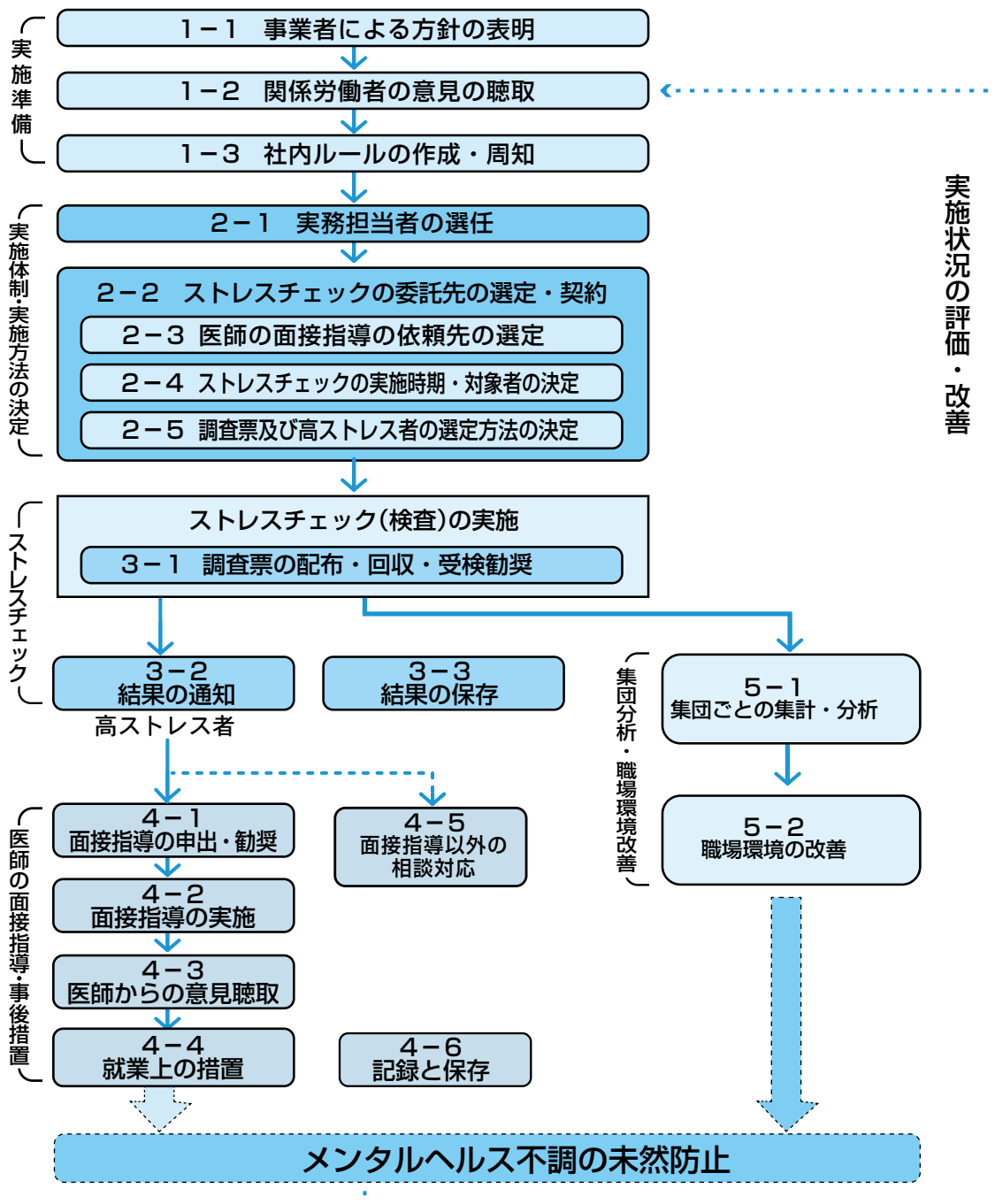
労働安全衛生法の改正について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/an-eihou/index_00001.html

出典：厚生労働省「小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル」



ストレスチェック制度の流れ



改正トラック法 (貨物自動車運送事業法)

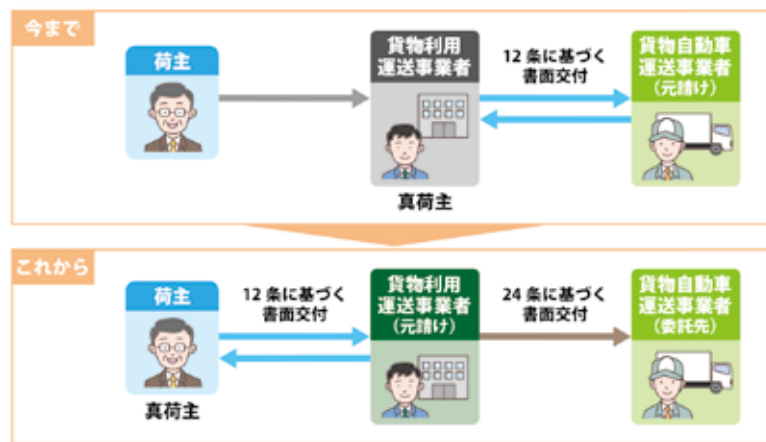
が施行されます

トラックドライバーの適切な賃金水準の確保と経済的社会的地位の向上等を目的として、令和7年6月11日に貨物自動車運送事業法が改正され、主に以下の3点の内容が令和8年4月1日から施行されます。

改正のポイント

1 書面交付義務・実運送体制管理簿の作成義務の対象者が「利用運送」にも拡大

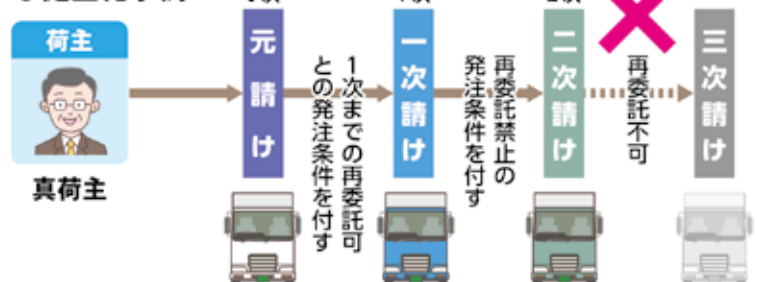
元請としてトラックを利用する貨物利用運送事業者にも、書面交付義務や実運送体制管理簿の作成義務が課されます。



2 委託回数を2回までに制限

実運送事業者の適正運賃收受のために、再委託の回数が2回までに制限（努力義務）されます。

●健全化事例



3 白トラ利用の罰則強化

いわゆる白トラに貨物の運送を委託した荷主等は新たに処罰の対象になります。

